

## 下野市保健福祉センターきらら館指定管理者公募型プロポーザル実施要領

下野市保健福祉センターきらら館指定管理業務を委託するに当たり、次のとおり指定管理者を募集します。

令和3年9月27日

下野市健康福祉部社会福祉課

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務の目的

本業務は、下野市保健福祉センターきらら館（以下「本施設」という。）において市民の健康づくりの推進及び福祉サービス向上のための効率的・効果的な運営と施設管理を一体的に実施することにより経費の縮減を目的とします。

#### (2) 委託業務名

下野市保健福祉センターきらら館指定管理業務

#### (3) 委託業務の内容

別添「下野市保健福祉センターきらら館指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 指定管理者として指定する期間

令和4年4月1日（金）から令和9年3月31日（水）までの5年間

#### (5) 指定管理料の上限（5年間）

295,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 下野市保健福祉センターきらら館指定管理者公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）への参加資格者は、「法人その他の団体」（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）又は、「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）」（以下「民間企業等」という。）で、次のすべての要件を満たすものとします。

(1) 指定期間にわたり、安定して本施設を管理運営できる経営能力を備えていること。

(2) 保健福祉施設・トレーニング施設等の類似施設において、十分な管理運営実績を有すること。共同事業体の場合においては、十分な管理運営実績を有

する民間企業等が構成団体に含まれていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 下野市からの指名停止期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 下野市暴力団排除条例（平成 24 年下野市条例第 3 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、下野市または下野市以外の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けたことのない者であること。
- (8) 下野市の指定管理者の指定手続において、「その公正な手続を妨げた団体」又は「公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体」に該当しない者であること。
- (9) 下野市保健福祉センターきらら館の公募説明会に出席していること。

### 3 指定管理料

#### 指定管理料の基準額

指定管理料の上限は 5 年間で 2 9 5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

なお、指定管理料は、指定管理者の候補者として選定された法人又は団体の収支予算書に提示した金額をもとに、下野市と指定管理者の候補者との間で協議のうえ決定するものとします。下野市指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出の際は、指定期間である令和 4 年度から令和 8 年度までの年度ごとの予算についても、収支予算書（下野市保健福祉センターきらら館指定管理申請様式集（以下「様式集」という。）様式第 3 号）により提案してください。

### 4 利用料金制度

本施設の管理運営に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく「利

用料金制度」を導入します。指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。(ただし、下野市で規定している減免基準が適用される利用については、利用料金を減免してください。)

## 5 納付金

指定管理者は、自主事業収入の20%を下野市に納入することとします。ただし、下野市と協議のうえ減免することができます。

## 6 プロポーザル実施に係るスケジュール

### (1) プロポーザル実施要領等の公開

令和3年9月27日(月)

### (2) 公募説明会

令和3年10月6日(水)

### (3) プロポーザル実施内容等に関する質問書(別紙1)の提出期間

令和3年10月6日(水)～10月13日(水)15時必着

### (4) プロポーザル実施内容等に関する質問に対する回答の通知

令和3年10月18日(月)予定

### (5) 参加表明書(別紙3)の提出期間

令和3年10月6日(水)～10月20日(水)15時必着

### (6) 辞退届(別紙4)の提出期限

令和3年10月20日(水)15時必着

### (7) 参加表明の確認結果通知

令和3年10月22日(金)

### (8) 申請書の受付

令和3年10月25日(月)～11月1日(月)15時必着

### (9) プレゼンテーション

令和3年11月9日(火)

### (10) 審査結果の通知・公表

令和3年11月中旬

## 7 プロポーザルの手続

### (1) 事務局

〒329-0492

栃木県下野市笹原26番地(下野市役所1階)

下野市健康福祉部社会福祉課社会福祉グループ

電話 0285-32-8899

ファックス 0285-32-8601

電子メール syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.shimotsuke.lg.jp>

## (2) 公募説明会

プロポーザルに参加するに当たり、申請方法、申請書類、指定管理業務現場の状況等について説明会を次のとおり開催します。なお、説明会への出席は必須とし、指定申請の要件とします。

- ① 開催日時 令和3年10月6日(水) 9時30分から
- ② 開催場所 下野市保健福祉センターきらら館 会議室
- ③ 開催内容 実施要領及び仕様書の説明、施設見学等
- ④ 申込方法 令和3年10月5日(火) 15時までに公募説明会参加申込書(別紙2)を電子メールで事務局まで提出してください。

※当日は実施要領等の資料は配布しませんので、事前にホームページからダウンロードするなどして、準備のうえ参加してください。

※当日は質疑応答は行いません。別途、質問書(別紙1)にて受け付けます。

※参加人数は1団体2名までとします。

## (3) 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別紙1)により受け付けます。

- ① 提出期間 令和3年10月6日(水)～10月13日(水) 15時必着
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 電子メール
- ④ 回答方法 質問及び回答事項を取りまとめの上、公募説明会参加者に通知します。
- ⑤ 通知期日 令和3年10月18日(月) 予定

## (4) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出してください。

- ① 提出期間 令和3年10月6日(水)～10月20日(水) 15時必着
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出物 参加表明書(別紙3)
- ④ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)

⑤ 受付時間 平日の 8 時 30 分から 17 時まで

※持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来庁してください。

⑥ 参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、持参または郵送により、期限までに辞退届（別紙 4）を提出してください。

#### （5）参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知します。ただし、申請書類の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

① 通知日 令和 3 年 10 月 22 日（金）

② 通知方法 電子メール

#### （6）申請書の作成

申請書類は、仕様書を熟読の上、次のとおり作成してください。

① 用紙は、原則として A 4 判用紙を使用することとし、A 3 判用紙を使用する場合には、A 4 判サイズに折り込み、必ずページ番号を通して付し、A 4 ファイルに綴じてください。ファイルの表紙及び背表紙に施設及び申請者名を表示してください。なお枚数に制限はありません。

② 申請書は、様式集を使用して作成してください。

③ 申請書は、1 者 1 申請のみとします。

④ 申請書の提出部数は、正本 1 部、副本 14 部とします。

#### （7）申請書の提出

申請書は次のとおり提出してください。

① 提出期限 令和 3 年 10 月 25 日（月）～11 月 1 日（月）15 時必着

② 提出場所 事務局

③ 提出物

ア) 申請書（正本 1 部、副本 14 部）（様式集 様式第 1 号）

イ) 当該施設に関する事業計画書（様式集 様式第 2 号）

ウ) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書（様式集 様式第 3 号）

エ) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

（法人以外の団体にあっては会則等）

オ) 当該団体の直近 3 か年の決算書

（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書）

カ) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

キ) 国税及び地方税の納税証明書

ク) 登記事項証明書（法人の場合のみ、発行から 3 か月以内のもの）

- ケ) 印鑑登録証明書 (法人、団体の代表者、発行から 3 か月以内のもの)
- コ) 団体の労働条件
- サ) 労働基準法第 36 条に基づく協定書及び協定届  
(労働基準監督署受付印のあるもの)
- シ) その他必要な書類

※上記提出書類のうち、該当のないものについての申立書。

※共同事業体の場合は、エ) ~シ) の書類は全ての構成団体分が必要。

④ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、書留郵便に限る。)

⑤ 受付時間 平日の 8 時 30 分から 17 時まで

※持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来庁してください。

※必要な書類が不足している場合は受け付けません。

#### (8) 申請書等提出書類の取扱い

- ① 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めません (審査に影響を与えない軽微なものを除く)。
- ② 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがあります。
- ④ 申請書は、下野市情報公開条例 (平成 18 年 1 月 10 日付条例第 10 号) に基づく情報公開請求の対象となります。
- ⑤ 下野市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

## 8 指定管理候補者の選定

### (1) 審査方法

下野市が設置する下野市公の施設指定管理者選定委員会において書類審査及び参加者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に評価して選定します。ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も指定管理候補者に選定しないことがあります。また、参加者が 1 者だった場合には、総合的に評価して指定管理候補者としての適否を判断します。

#### ○ プレゼンテーションについて

ア) 期日 令和 3 年 11 月 9 日 (火)

※時間は要請時に連絡します。

イ) 時間 1 者につき 30 分以内 (20 分間のプレゼンテーションの後、選定委員会委員による質疑を 10 分を行います。)

ウ) 順番 原則として申請書の受付順とします。

エ) 出席者 2 名以内とします。なお、プレゼンテーションを行う者

は、業務に携わる管理責任者とします。

オ) その他 パソコン等を用いる場合、スクリーン及び電源は事務局で準備しますが、それ以外（パソコン、プロジェクター等）についてはご持参ください。

(2) 審査基準

別表のとおりです。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者あてに通知するとともに、下野市ホームページに掲載する方法により公表するものとします。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。

9 協定の締結

(1) 下野市は、下野市議会の議決後に上記8の選定委員会において選定された候補者と、次の内容について締結協議を行います。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金等に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 下野市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務を行うにあたって保有する情報の公開に関する事項
- ⑨ 災害時に関する事項
- ⑩ その他市長が別に定める事項

(2) 協定締結の協議においては、申請内容をそのまま実施することを約束するものではなく、申請書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。また、協議後の申請書は、仕様書（詳細仕様書を含む）と併せ、協定締結時の仕様書として扱います。

(3) 協定締結の協議が整わなかった場合には、評価結果の上位者から順に協議を行います。

(4) 協定書の作成に必要な経費は、全て、受託者の負担とします。

10 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがあります。

- (1) 提出期限を過ぎて申請書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 申請書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査及び評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

## 11 申請の際の留意事項

- (1) 申請書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とします。
- (2) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (3) 参加者の申請書の著作権は参加者に帰属します。ただし、本事業において公表する場合、その他下野市が必要と認めるときには、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。契約候補者の申請書の著作権は、協定締結時点で下野市に帰属するものとします。
- (4) 申請書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は、下野市に帰属するものとします。委託契約期間終了後、下野市が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、申請書にその旨を明記してください。
- (6) 申請書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。
- (7) 下野市公の施設指定管理者選定委員会の選定委員、下野市職員並びに本件関係者に対して、令和3年9月27日（実施要領配布開始時）から選定委員会終了時まで本件についての接見を禁止します。接見の事実が認められた場合には失格となることがあります。
- (8) 下野市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (9) 複数の団体で構成される共同事業体での申請については、次の事項に注意してください。
  - ① 共同事業体名、事務所所在地及び代表者を定めてください。
  - ② 申請書の申請者は、共同事業体の代表者としてください。

- ③ 申請後の代表者及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体については、業務上支障がないと市が判断した場合は、この限りではありません。
- ④ 共同事業体の代表者及び構成団体は、当該施設に関し、他の共同事業体の構成団体となり又は単独で申請を行うことはできません。

## 12 損害賠償保険への加入

運営管理上の瑕疵により事故等が発生し利用者等の第三者に対して損害賠償の義務が生じた場合、指定管理者がその賠償責任を負うものとします。また、指定管理者は損害賠償の履行を確保するため、可能な限り下野市が加入している損害賠償保険等と同じ内容の保険に加入することとします。

### 【損害賠償保険金限度額】

- ・身体賠償 1名につき2億円（1事故につき20億円）
- ・財物賠償 1事故につき2,000万円

## 13 指定の取り消し等

- (1) 下野市は、指定管理者が規則や仕様書による業務報告に係る実地調査を拒み、又は指示に従わないとき、並びにその指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じることができることとします。
- (2) 上記により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、下野市はその賠償の責めを負いません。

## 14 事務引継ぎ

指定管理者の指定は、下野市議会において指定管理者の指定が議決された後となります。指定後速やかに事務引継ぎに入ってください。

なお、令和4年3月31日以前に事務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担となります。

## 15 その他

下野市公の施設指定管理者選定委員会による審査後、指定管理者に選定され、

下野市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が判明したときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、下野市議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、下野市保健福祉センターきらら館に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

## 下野市保健福祉センターきらら館指定管理業務 審査基準

選定基準	審査項目	主な評価内容	配点
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	①一部利用者に不当な利用制限や優遇を与えることなく、利用者からの要望に対し、適切に対応しサービスの向上につなげることができる計画及び実施体制となっているか	5
		②利用者に対するサービスの向上において特に優れた点が見られるか（独自サービス等）	5
2. 施設の効用の最大限の発揮	施設の効果的な活用	①「健康増進施設」及び「指定運動療法施設」としての効果を発揮できる内容となっているか	5
		②施設の効果的な活用において特に優れた点が見られるか（施設の新しい活用方法等）	5
3. 施設の適切な維持管理及び経費の縮減	(1)施設の適切な維持管理	①利用者の安全確保のためのチェック体制がとられているか。また、防犯、防災等を含め緊急時に対応できる体制であるか	5
		②施設の適切な維持管理において特に優れた点が見られるか（創意工夫等）	5
	(2)管理経費の縮減	①適切な収支計画となっているか。また、管理経費の縮減が図られているか	5
		②経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか	5
4. 管理を安定して行う人的及び経営規模能力	(1)施設の適切な運営	①施設の運営に必要な知識や資格を持った職員を確保しているか	5
		②個人情報保護の管理体制は万全なものとなっているか	5
		③施設の適切な運営において特に優れた点が見られるか（地元雇用・活用等）	5
	(2)経営の健全性及び安定性	過去3年間の決算書等の状況は健全であり、安定した経営状況であるか	5
	(3)受託実績	本施設に類する施設において、指定管理業務の実績があるか	5
5. 提案評価	(1)提案内容	①健康維持、増進に関する各種教室等の内容が効果的であり工夫されているか	10
		②新規利用者（特に65歳以下）の拡大に向けた取り組みが工夫されており、実効性があるか	10
		③特色ある自主事業が提案されているか	10
	(2)期待度	施設運営における企画等に優れ、指定管理者として期待がもてるか	10
	(3)取り組み姿勢	指定管理者への意欲や積極性等が強く感じられるか	10

6. 基本評価	見積額	減額率（見積額と指定管理料の上限額との比較）による 点数		5
		同額	0点	
		1%以上5%未満の減額	1点	
		5%以上10%未満の減額	2点	
		10%以上15%未満の減額	3点	
		15%以上20%未満の減額	4点	
		20%以上の減額	5点	
		※小数点以下を四捨五入する ※税込価格で計算する ※上限額を超える場合は審査対象外とする		

別紙 1

下野市健康福祉部社会福祉課社会福祉グループあて

【Email アドレス】 syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

質 問 書

令和 年 月 日

質 問 者	団体名	
	氏 名	
	連絡先	
質 問 内 容		

公募説明会参加申込書

令和 年 月 日

下野市長 広瀬 寿雄 様

(提出者)

所在地

団体名称

代表者名 (役職名及び氏名)

⑩

担当者氏名

電話番号

下野市保健福祉センターきらら館の指定管理公募説明会に、下記のとおり申し込みます。

記

団体名	
参加者氏名	
電子メールアドレス	

1. 申込期限：令和3年10月5日（火）15時必着
2. 申込方法：この用紙に必要事項を記入し、下記メールアドレスあて提出してください。  
Email：syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

別紙 3

下野市プロポーザル方式実施要綱  
様式第 1 号（第 12 条関係）

下野市プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

下野市長 広瀬 寿雄 様

(提出者)

所在地

団体名称

代表者名（役職名及び氏名）

⑩

担当者氏名

電話番号

下野市保健福祉センターきらら館指定管理に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて提出します。

なお、下記の業務等の参加資格要件を具備し、また関係書類の記載事項についても事実と相違ないことを誓約します。

関係書類

- 1 団体の設立趣旨及び事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- 2 定款、寄付行為又はこれらに類するもの
- 3 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

令和 年 月 日

下野市長 広瀬 寿雄 様

辞 退 届

下野市保健福祉センターきらら館指定管理者の公募に係るプロポーザルを辞退します。

所在地

団体名称

代表者名（役職名及び氏名）

㊞